

「取引参加者規程」等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
・取引参加者規程の一部改正新旧対照表 .....	1
・清算・決済規程の一部改正新旧対照表 .....	2
・有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	4
・取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	5
・清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	7
・発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	8

## 取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当取引所の市場における有価証券の売買等の態様)</p> <p>第2条の2 取引参加者は、その有する清算資格(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する<u>現物</u>清算資格をいう。以下同じ。)に係る当取引所の市場における有価証券の売買等(当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。以下この条において同じ。)については、自らの名においてこれを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第28条の6 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非清算参加者が事前に<u>他社</u>清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約 当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(3) 非清算参加者が事前に<u>他社</u>清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約 当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。</p>	<p>(当取引所の市場における有価証券の売買等の態様)</p> <p>第2条の2 取引参加者は、その有する清算資格(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。)に係る当取引所の市場における有価証券の売買等(当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。以下この条において同じ。)については、自らの名においてこれを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第28条の6 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該</u>非清算参加者が事前に清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約 当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(3) <u>当該</u>非清算参加者が事前に清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約 当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) (略)</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算参加者の決済)</p> <p>第4条 当取引所の市場において成立した有価証券の売 買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定め るところにより清算参加者(クリアリング機構の業務方 法書に規定する現物清算資格を有する者をいう。以下 同じ。)とクリアリング機構との間で行う。</p>	<p>(清算参加者の決済)</p> <p>第4条 当取引所の市場において成立した有価証券の売 買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定め るところにより清算参加者(クリアリング機構の清算資 格を有する者をいう。)とクリアリング機構との間で 行う。</p>
<p>(発行日取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の売買証拠金は、当取引所が定める規則に従 い、有価証券をもって<u>代用預託</u>することができる。</p>	<p>(発行日取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の売買証拠金は、当取引所が定める規則に従 い、有価証券をもって<u>代用差入れ</u>することができる。</p>
<p>(支払不能による有価証券の売買の停止等を受けた取引 参加者に対する措置)</p> <p>第24条 当取引所は、<u>取引参加者に対して、取引参加者 規程第38条第3項又は第4項の規定により当取引所の 市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算 取次ぎの委託の停止の処置を行った場合又は同第42条 の2の規定により、クリアリング機構の業務方法書に 基づき清算資格の取消し若しくは債務の引受けの停止 (支払不能等若しくは証券業の廃止等に係る公告を 行ったことによる債務の引受けの停止に限る。)</u>の措 置を受けたことによる有価証券の売買の停止の措置を 行った場合には、当該取引参加者の当取引所の市場に おける有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委 託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のも の他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要 と認める整理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支払不能による有価証券の売買の停止等を受けた取引 参加者に対する措置)</p> <p>第24条 当取引所は、取引参加者規程第38条第3項又は 第4項の規定により、<u>取引参加者に対して、当取引所 の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取 次ぎの委託の停止の処置を行った場合には、当該取引 参加者の当取引所の市場における有価証券の売買又は 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれら に関する取引で未決済のもの他の取引参加者への引 継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせるこ とができる。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(当取引所の市場における有価証券の売買の停止又は制 限を受けた取引参加者に対する措置)</p> <p>第26条 当取引所が取引参加者規程に基づき取引参加者 に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市 場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取 次ぎの委託の停止又は制限である場合(第22条、第24</p>	<p>(当取引所の市場における有価証券の売買の停止又は制 限を受けた取引参加者に対する措置)</p> <p>第26条 当取引所が取引参加者規程に基づき取引参加者 に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市 場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取 次ぎの委託の停止又は制限である場合(前2条の規定</p>

条又は前条の規定の適用がある場合を除く。)には、当該取引参加者は、当取引所の承認を受けて、その期間中、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の取引参加者に引き継ぐことができる。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

の適用がある場合を除く。)には、当該取引参加者は、当取引所の承認を受けて、その期間中、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の取引参加者に引き継ぐことができる。

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 業務規程第65条の規定に基づき、当取引所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 発行日取引につき、取引参加者が<u>預託すべき</u>売買証拠金(株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第17条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項</p> <p>a 売買証拠金の<u>預託日時</u>の繰上げ</p> <p>b・c (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。</p>	<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 業務規程第65条の規定に基づき、当取引所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 発行日取引につき、取引参加者が<u>差入れるべき</u>売買証拠金(株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第17条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項</p> <p>a 売買証拠金の<u>差入日時</u>の繰上げ</p> <p>b・c (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信認金の代用として、当取引所に<u>預託</u>することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その<u>預託</u>の際における代用価格は、当該<u>預託日</u>の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信認金の代用として、当取引所に<u>差し入れる</u>ことができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その<u>差し入れ</u>の際における代用価格は、当該<u>差し入れ日</u>の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(端数金額の調整)</p> <p>第6条 前条第1項各号に掲げる有価証券について、<u>預託日</u>の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(端数金額の調整)</p> <p>第6条 前条第1項各号に掲げる有価証券について、<u>差し入れ日</u>の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(国債証券の取扱い)</p> <p>第7条 第5条第1項第3号に規定する国債証券を<u>預託</u>する場合においては、本券による<u>預託</u>のほか社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づき日本銀行に開設された当取引所名義の口座への振替により<u>預託</u>することができるものとする。</p> <p>2 前項において、取引参加者は、利払期日前2日間(銀行休業日を除外する。)における口座振替による国債証券の<u>預託</u>又は返戻の請求を行うことができない。</p>	<p>(国債証券の取扱い)</p> <p>第7条 第5条第1項第3号に規定する国債証券を<u>差し入れる</u>場合においては、本券による<u>差し入れ</u>のほか社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づき日本銀行に開設された当取引所名義の口座への振替により<u>差し入れる</u>することができるものとする。</p> <p>2 前項において、取引参加者は、利払期日前2日間(銀行休業日を除外する。)における口座振替による国債証券の<u>差し入れ</u>又は返戻の請求を行うことができない。</p>
<p>(<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の取扱い)</p> <p>第8条 取引参加者が第5条第1項第6号の2又は第7号の2に規定する<u>新株予約権付社債券のうち転換社債型新株予約権付社債券</u>を<u>預託</u>場合には、保管振替機構に設けられた当取引所名義の口座に振替を行うも</p>	<p>(<u>転換社債券</u>の取扱い)</p> <p>第8条 取引参加者が第5条第1項第6号又は第7号に規定する<u>転換社債券</u>を<u>差し入れる</u>場合には、保管振替機構に設けられた当取引所名義の口座に振替を行うものとする。</p>

のとする。

(代用有価証券からの除外)

第10条 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。)が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信託金代用有価証券から除外する。

2 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合(当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、信託金代用有価証券から除外する。

3 前2項の規定は、信託金代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

(代用有価証券の制限)

第11条 取引参加者が当取引所に信託金の代用として預託する株券は、当該取引参加者の名義のもの(保管振替機構が保管振替業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により預託する場合は、当該取引参加者の自己分)に限るものとする。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

(代用有価証券からの除外)

第10条 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。)が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信託金代用有価証券等から除外する。

2 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合(当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、信託金代用有価証券等から除外する。

3 前2項の規定は、信託金代用有価証券等である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

(代用有価証券の制限)

第11条 取引参加者が当取引所に信託金の代用として差し入れる株券は、当該取引参加者の名義のもの(保管振替機構が保管振替業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により差し入れる場合は、当該取引参加者の自己分)に限るものとする。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券) 第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、株券及び受益証券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券又は受益証券を引き渡すことができる。</u></p> <p>付 則 この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。</p>	<p>(引渡有価証券) 第3条 (略)</p> <p>(新設)</p>

発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、清算・決済規程第17条第2項の規定に基づき、発行日取引の売買証拠金の額並びに売買証拠金の代用として<u>預託</u>することができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として<u>預託</u>することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その<u>預託</u>の際における代用価格は、当該<u>預託日</u>の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(端数金額の調整)</p> <p>第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、<u>預託日</u>の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月2日から施行する</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、清算・決済規程第17条第2項の規定に基づき、発行日取引の売買証拠金の額並びに売買証拠金の代用として<u>差し入れる</u>ことができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として<u>差し入れる</u>ことができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その<u>差入れ</u>の際における代用価格は、当該<u>差入日</u>の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(端数金額の調整)</p> <p>第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、<u>差入日</u>の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>